

福祉関連事業等に対する神戸市後援名義の使用承諾に関する要綱

{令和2年4月1日 福祉局長決定}

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市の福祉の向上を図るために催される事業等（以下「行事」という。）に対して、神戸市の後援名義の使用を承諾するために必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 後援名義の使用承諾を受けようとする団体は、名義使用の承諾を必要とする期日の原則として2週間前までに様式1に定める「福祉関連事業等に対する神戸市後援名義の使用承諾申請書」に行事の内容がわかる資料を添えて神戸市に申請するものとする。

(後援の要件)

第3条 前条で申請された行事の内容が、次に掲げるすべての要件に適合している場合には、後援名義の使用を承諾することができる。ただし、当該行事について、その目的・内容からみて、神戸市が適当でないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 団体が行う福祉の啓発・推進活動であること
- (2) 神戸市の福祉の向上に寄与するものであること
- (3) 広く一般に公開されていること
- (4) 政治活動または宗教活動でないこと
- (5) 営利を主目的とした活動でないこと

(行事の実施)

第4条 神戸市が後援名義の使用を承諾する場合には、様式2に定める「福祉関連事業等に対する神戸市後援名義の使用承諾書」の交付により行うこととする。

2 後援名義の使用の承諾を受けた行事は、主催者が一切の責任を負って、申請内容に従って実施するものとする。

(後援の取消)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、後援名義の使用の承諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条の申請及び資料に虚偽の事項があったとき
- (2) 行事内容が第3条に定める要件を欠くことが判明したとき
- (3) その他神戸市が必要と認めるとき

(行事の報告)

第6条 主催者は、行事の実施終了後、速やかに行事報告書及び関係書類を神戸市に提出しなければならないものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

保健福祉関連事業等に対する神戸市後援名義の使用承諾に関する要綱（平成26年3月26日保健福祉局長決定）は、廃止する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

神戸市長宛

住所：_____

団体名：_____

代表者：_____

連絡先電話番号 ()

担当者：_____

福祉関連事業等に対する神戸市後援名義の使用承諾申請書

このたび、下記行事を開催するにあたり、神戸市の後援を得たく、関係書類を添えてここに申請します。

なお、承認を得た際は、行事開催について一切の責任を負い、政治活動・宗教活動その他本件開催目的の趣旨に反する活動及び行事は一切行わないことを誓約します。

上記誓約に違反した場合には、後援取り消しの措置を受けても異存はありません。

また、行事の実施終了後すみやかに行事報告書及び収支明細書等関係書類を提出いたします。

記

1. 行事名

2. 開催期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

3. 開催場所

4. 開催趣旨

5. 行事内容

6. 入場者数

7. 入場料の有無 無 ・ 有 (有の場合の料金 大人 、子供)

8. 主催団体名

9. 他の後援申請先

10. その他

(様式2)
(公 印 省 略)
神 福 第 号
年 月 日

団体名： _____

代表者： _____ 様

神 戸 市 長 名

福祉関連事業等に対する神戸市後援名義の使用承諾書

年 月 日付けで申請いただいた貴団体主催行事について後援名義の使用を下記の条件を付けて承諾します。

記

1. 後援名義 神戸市

2. 後援行事

3. 後援承諾期間 承諾の日から 年 月 日 () まで

4. 注意事項

- (1) 事業計画を変更した場合は、ただちに届け出てください。
- (2) 行事終了後は、すみやかに行事報告書及び関係書類を提出してください。
- (3) 政治活動・宗教活動その他本件後援の趣旨に反する活動及び行事を行った場合には、後援名義の使用承諾を取り消します。
- (4) 後援名義のあることを理由に、勧誘しないでください。
- (5) 後援名義の使用承諾は、チラシ・パンフレット類の配布についての格別の便宜・配慮を意味しません。

担当：福祉局 課 係 ○○
電話：078-322-○○○○